

指定管理者制度導入施設の管理運営検証結果【検証シート】

		管理No.	
施設の名称	健康の森公園	指定管理者	内外緑化株式会社
所在地	山形市大字青柳地内	県担当課	山形県村山総合支庁建設部都市計画課
指定期間	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日	(電話番号)	(023-621-8220)
検証期間	令和7年4月1日 ～ 令和 8年3月31日		

検証項目		指定管理者による自己検証		県(施設所管課)による評価・検証	
1 仕様書等に沿った管理・運営業務の履行状況					
① 管理・運営業務の履行状況		事業計画書どおり実施できた。 ・芝生の管理回数を水準の1.5倍に増やし継続中 ※管理水準回数ではきれいな景観が確保できない ※利用者が利用し難い状況となる ※雑草による芝の浸食を抑える		評価	＜評価の理由＞ ・芝の管理回数を水準よりも増やし、きれいな景観を維持している。 ・公園内の施設について、破損している物については修繕等で積極的に対応している。
② 管理・運営上の課題、問題点（改善すべきこと）		・釣月池流末のゲートが壊れたまま ※渇水期の池水位の維持に支障がある ・外灯の形式が古い為、電力量が多く、故障し易い ※年間3～5基は必ず故障し、安定器まで交換 ※現在電球切れに合わせてLEDに改修中（全54基中6基改修済み） ・ウッドデッキ、園路の玉砂利舗装等施設の老朽化 ・公園内の除草残材や枯葉等の堆肥化の効率化		＜課題等の原因分析＞ ・施設・設備の経年劣化が進んでいる。	
課題、問題点への今後の対応		・指定管理者においては、利用者の安全確保及び施設故障等によるサービス低下防止のため、日頃から適切な点検を行うとともに、適宜小規模修繕を実施していく。 ・大規模な修繕や更新等が必要となる施設については、利用者の安全性や利便性が損なわれないよう、県において計画的な修繕・更新を行う。			
2 利用者からの要望等への対応					
① 意見・要望等及びその対応状況		・毎月実施してる「健康の森公園を使い易くすっ隊」にて、意見・要望を収集し直ぐに対応している ・作業時や巡回時に利用者へ積極的に声掛けし、広く利用者の意見を収集し、管理に反映させている ・当社紹介のInstagramや、掲示板を見た方からのメールや電話での問合せには、真摯に対応している		評価	＜評価の理由＞ ・利用者との積極的なコミュニケーションを図り、その中で利用者ニーズや要望等の意見に対してしっかり管理面で反映している。
意見・要望等への今後の対応		・毎月の「健康の森公園を使い易くすっ隊」などで意見や要望があった場合には、追加事案として検討を行い、即対応できることは迅速に対応し、できないと判断した案件については、対応するための計画と作業の検討を行い、早期に実行できるように対応する。			
3 指定管理者制度活用効果					
① サービスの向上		・毎月の活動の継続のほか、各種イベントや季節ごとの園内の「みどころ」紹介を、公園各所に設置した掲示板に掲示し利用者に伝えている（コミュニケーションの向上） ・Instagramにて社業の紹介にあわせ健康の森公園の近況を紹介し、公園関連の問合せが増えた。		評価	＜評価の理由＞ ・公園各所の掲示板を活用し、情報発信に取り組んでいる。
② 経費の節減		・小規模修繕は、継続して計画的に修繕を行っているが、老朽化もあり修繕件数は横ばい状態である。修繕資材を極力流用材を使用する事で、処分費と材料費を減少させ、コストダウンを図っている ・極力作業を機械化する事で、労務費用を縮小している ・外灯の点灯時間をこまめに調整し、電力量の増加を最小限にしている（LED化も推進中）		評価	＜評価の理由＞ ・経費削減に繋がる修繕等を計画的に実施している。
③ その他(地域の活性化、雇用の確保等)		・近隣住民の憩いの場ともなるよう、安全・安心を最重点に置き、管理を実施している ・近隣の各町民と協力し、安全対策を十分に図り大会等の自主事業を実施している（グラウンド・ゴルフ大会等）		評価	＜評価の理由＞ ・公園の安心・安全を心掛け、適正に対応している。
総合的な評価		・利用者サービスや計画的修繕等を適切に行っている。 ・掲示板やホームページを利用するなど、公園の知名度向上に取り組んでいる。 ・今後は、多様な自主事業等を積極的に行うことで、多くの利用者が使いやすい空間作りを検討する。			

【評価指標】

- A：仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。
- B：概ね適正に実施されている。
- C：部分的に改善等を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込みである。
- D：仕様書等に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。

注1）検証項目については、施設の特性等に応じて適宜追加することができるものであること。

注2）県（施設所管課）による評価・検証については、具体的な事例や数値により、評価した点を分かりやすく記載すること。